

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

1. 在校生に対する感染症対策

- ① 毎日の健康チェックの実施（出席前の検温、手の消毒、授業前体調の聞き取り）
- ② マスクの着用必須
着用しない場合は教室から出し、欠席扱いとする。
- ③ 教室内の加湿（10月～4月）
- ④ 毎朝と授業終了後の校内の清掃と消毒
- ⑤ 定期的な教室の換気
- ⑥ 受験等による県外外出について
所定フォーマットによる2週間体温・症状チェック

2. 新入生（入国後2週間待機）に対する感染症対策

- ① 本国によるPCR検査を実施、陰性の場合入国
入国後2週間ホテルに隔離（学園で貸し切）
- ② 毎朝の検温
- ③ 厚生労働省帰国者フォローアップ窓口のLINEチェック毎日実施

3. その他の感染症対策

- ① 受付窓口に予防ビニールを設置
- ② 事務所内の加湿（10月～4月）
- ③ 情報提供は医療機関等の指示により開示する
- ④ 来客者の消毒、検温、来訪記録に記入をお願いする

4. 留学生や従業員に感染症の疑いがある場合・感染が判明した場合

- ① 37.5度以上の場合は、出席、出社禁止とする。
- ② 2日以上37.5度以上、症状（息苦しさ、強いだるさ、高熱）が続いた場合は、③に移行
- ③ 医療機関等に相談して指示を受ける
- ④ PCR検査実施
医療機関等から疑いがあると指示された場合には必ず検査を実施。
実施をしない場合は退学とする。
- ⑤ 欠席期間は、感染と診断された時点から医療機関等の指示による待機期間も含み出席とする。
- ⑥ 留学生の感染が判明した場合、医療機関等の指示を仰ぎ臨時休業、消毒等を行う。濃厚接触者と疑われる留学生及び従業員は自宅待機

2021年6月1日
A.C.C.国際交流学園
理事長 山下 大介